

【講演レポート】第 95 回 JIPDEC セミナー

「非法務部門のための改正個人情報保護法の実務対応ポイント」

ディスカッション

牛島総合法律事務所 弁護士 影島 広泰氏

聞き手：一般財団法人日本情報経済社会推進協会

電子情報利活用研究部 主席研究員 寺田 眞治

●個人情報保護法の改正について

寺田：今回の改正法について、どういう感想をお持ちでしょうか？

影島氏：これまでの個人情報保護法やガイドラインの発想は情報漏えいを意識し、安全管理措置に重きを置いていましたが、GDPR の流れを受け、個人情報の取扱い、利用そのものに焦点が当てられ、コンプライアンス体制構築の流れに大きく動いてきていると感じています。

寺田：新たに仮名加工情報が追加されるなどさらに細分化され、利用方法が規定されたことに加え、それぞれが密接な関係性を持っていることから、事業者にとって法律の理解がかなり難しいのではないのでしょうか？

影島氏：概念が、①個人情報、②個人データ、③保有個人データ、④仮名加工情報、⑤匿名加工情報、⑥個人関連情報、⑦その他（統計情報）と複雑に細分化されています。社内研修ではどこまで取り上げるべきか、という話も出てくるでしょう。

●Cookie について

今回新設された「個人関連情報」を特にメディア関係が「Cookie 規制」と表現し、タイトルだけを見て「Cookie が規制される」という捉えられ方が広がりつつあります。

寺田：現実問題として、「Cookie」の利用は難しくなると思われませんか？

影島氏：かならずしもそうではないでしょう。Cookie は識別子等を保存する技術の一つですが、重要なのは、Cookie に保存されている識別子に紐づいたオーディエンス情報や属性情報等の取扱いです。Cookie 保存の際にポップアップで Cookie への同意を求めることそのものを規制したものではありません。

寺田：Cookie 自体が使えなくなるのではなく、Cookie に紐づいた情報をきちんと管理しなさい、ということですね。

影島氏：Cookie に限らず、たとえば位置情報を取得し、何らかの識別子で紐づけて個人情報とし

て取り扱うケースでも規制対象となるでしょう。したがって「Cookie を」規制した法律というよりも、個人に関する情報全般を対象としたものです。

寺田：個人を識別できる符号をいい加減に扱ってはならない、ということですね。端末 ID や個人情報ではないメールアドレスなど、これまでぞんざいに扱っていた情報であっても、複数重ねることによって特定の個人を識別できる可能性が出てくることを具体化した、ということでしょうか。

しかし、事業者にとってはかなり難しいですね。どこで特定の個人情報になるのか、個人を識別できるものになるのか、をどの程度事前にシミュレーションできるかによって、扱いが変わってくるのでしょうか？

影島氏：社内でも、提供先においても、どう取り扱われるかを考えなければならないことは同様でしょう。

寺田：脱法的な使われ方は NG ですが、それ以外にも広がってしまいます。対応策として何が考えられるのでしょうか？

影島氏：広報や Web 管理担当者は、広告や DMP 周りを中心に識別子がやり取りされてはいるものの、そのデータは個人情報保護法の規制外、個人情報に該当しないと整理している。逆に法務・コンプライアンス部門は、どのようなデータがやりとりされているかを理解していない。つまり、法に詳しい側はデータのことを理解できず、データに詳しい立場では法律上どこが問題になるかがわかっていない。このギャップをどう埋めるか、が重要なのではないのでしょうか。

寺田：提供先で個人情報にならないようにさせるため、提供時の契約で特定の個人を識別できるデータにしないよう規制することは有効でしょうか？

影島氏：ガイドラインでどう示されるかに依存しますが、一般的には有効だと思います。個人データとして取得されると想定されないよう契約で規制する方法は可能でしょう。

●仮名加工情報について

仮名加工情報は匿名加工情報と違い、第三者提供ができない、あくまでも自社内、業務委託、共同利用時に使えるものです。したがって、仮名加工情報という名称で第三者提供されることはあり得ません。提供にあたっては個人データとして扱い、第三者提供への同意が必要です。一方、匿名加工情報は一定の加工をすれば第三者提供時に同意が不要です。

寺田：仮名加工情報は何に使えるのでしょうか？

影島氏：ガイドラインの定め方次第ですが、私は2つの用途があると考えます。

1. 社内での分析目的での利用

匿名加工情報は特異な情報の削除が必要です。たとえば、マーケティングや新商品開発時は特異な情報が重要になることがありますので、そのような場合には、特異な情報を削除しなければならない匿名加工情報は使うことができません。しかし、仮名加工情報の場合は、生データをそのまま使える点が便利でしょう。

2. ガイドラインを待たなければなりません、本人からの開示請求、利用停止請求に対応せずすむ形として、仮名加工情報として保存すればよいのではないのでしょうか。

寺田：安全管理措置として、仮名加工情報にしておけば、たとえば、委託先で情報漏えいがあった場合に「個人情報ではない」と言えるのでしょうか？

影島氏：内容や方法にもよりますが、漏えいの報告対象外なので、「個人情報ではない」と言えると思います。

寺田：「個人情報である仮名加工情報」と「個人情報ではない仮名加工情報」の区別があいまいですが、どこで線引きされますか？

影島氏：名前を削除しただけでは、少なくとも容易照合性がある可能性があることから、「個人情報である仮名加工情報」となるとおもわれます。

このように、個人情報を自社内で加工して仮名加工情報を作った場合は「個人情報である仮名加工情報」になりますが、提供した委託先、共同利用先での取扱いにおいて、単体で個人を識別できない限り、容易照合性がないことから、「個人情報ではない仮名加工情報」と言えるのではないのでしょうか。

寺田：部門間で仮名加工情報を渡した場合は個人情報にあたるのでしょうか？

影島氏：ガイドラインで明確になると思いますが、個人的意見としては、そのような場合もあり得ると思っています。個人情報であったものも容易照合性がなくなれば個人情報ではなくなるわけですので、「個人情報である仮名加工情報」の取扱い方法によって「個人情報ではない仮名加工情報」になることはあり得るだろうと思います。ただ、現状のガイドラインのQ&Aでは、それぞれの部署がバラバラに取得した情報を前提とした記載になっていることから、今申し上げたことが認められるかを現時点で想定するのは難しいです。

寺田：今取り上げている内容はガイドラインで明確になるので、法文や噂だけで先走らないようにしてもらいたいですね。個人情報保護委員会はさまざまな意見を聴取し、ガイドラインに反映させたいとの考えがあるため、使えるようにするために業界団体等、企業からも意見を出すことが重要だと思います。

匿名加工情報はどのようなのでしょうか？

影島氏：匿名加工情報は原則「個人情報」ですが、匿名加工情報は、単体で個人が識別できず個人情報に復元できないように加工されているので、第三者提供が同意なく可能になっています。したがって、第三者提供する場面においては匿名加工情報なのではないのでしょうか。匿名加工情報の場合、元の利用目的との関連性を考える必要はなく、利用目的の変更が可能となるためどんどん使うことが可能です。（例：商品発送のために収集したデータをマーケティングに利用することが可能）。ただし、第三者提供ができませんので、その時は匿名加工情報に加工して提供することになるのだと思います。

寺田：照合性の問題について、現行ガイドラインでは、匿名加工情報を作った提供元が照合表をもっているもよい、との解釈になっていますが、改正法では「元に戻せない」ことが大前提になっているため、この解釈が変わってしまうのではないのでしょうか？

影島氏：その解釈が変わるのは適切とは言えないと考えます。匿名加工情報のビジネスはかなり積みあがってきている中、社内で対照表の処分や元データの削除をすとなれば、違う制度になってしまうでしょう。

寺田：GDPR との関係から、海外から持ってきた場合には匿名加工情報は存在せず、照合表を処分するよう示されているため、整合性を取っていくとそのような可能性も出てくるのではないのでしょうか？

影島氏：十分性認定で EU から提供された情報は補完ルールに従い、対照表を処分しなければなりません。処分しない場合は、個人データのままとなります。この点は法制度自体が異なるので、違う制度でよいのではないかと、思います。

●データの保有期間について

寺田：データベース化されたデータのうち、リアルタイムで入ってきたデータの開示について、特にキャンペーンで得た情報は開示対象となるのでしょうか？

影島氏：ガイドラインでどう解釈されるかに依存しますが、法律の条文上では開示対象となります。ただし、開示請求を受けたからといってデータの保存義務が生じるのでなければ、開示の時点でデータが存在しなければ開示対象にはなりません。たとえば、キャンペーンなどで収集した元データを短期間に統計情報にしてしまえば、開示請求に応えるためだけに元データを保存しなければならない、とは条文上は読み取れないように思います。

寺田：四角四面に読むと難しくなってしまうので、ガイドラインで指針を出してもらおうよう、ぜ

ひ産業界から意見を出してもらいたいですね。

●これからの企業実務での対応について

寺田：今回、かなり脱法的な部分や、落とし穴的な部分は抑えられたと思いますが、今回の改正で「炎上」はなくなるとは思いますか？

影島氏：炎上は続きうるとは思います。個人情報保護法は規制法なので、決められたルールに従って取り扱いさえすれば、保護法上、問題はありません。

ただ、ネット上の炎上とは、必ずしも保護法違反だけの問題ではなく、ユーザから見て、広い意味での自分のプライバシーが不当に使われたときの憤りなどから起こりうるものなので、ユーザの感情をも含めてビジネス設計をすることは依然として求められます。「保護法●条×項の例外規定に沿っているから問題ない」といってみても、プライバシーを不当に侵害してしまってはどうにもならないと思います。

寺田：法律に則って「なんでも同意を得ているから大丈夫」とはならないのでしょうか？

影島氏：ならないでしょう。同意がどこまで有効かの問題もあります。たとえば、「第三者提供をすることがある」という一文が条文の中に記された利用規約で同意を取ったとしても、必ずしも、それで同意が存在しているのかという法的問題がありますし、「同意していない」という前提で炎上することもあります。

同意の取り方をどうするのか、わかりやすさ、同意の範囲がどこまでかも問題ですし、また形式的に同意が取れているからといって炎上しない、という保障はないと思います。

寺田：たとえば、病歴や健康状態の扱いについて同意を取った場合、その結果として人事評価への影響や就職機会での差別的な扱い、広告で商品の値段が変わることに対し、個人情報保護法上では同意を取っているから OK と解釈できますが、実際は大炎上することもあります。このような場合、企業としてはどのような点に気を付けて対応すべきでしょうか？

影島氏：法的には、まず不適正な利用かが問題となります。

もっとも、たとえば企業内の人事評価について、日本の労働法制上、幅広い裁量が認められていますので、法律上は不適正な利用とはいえないケースも多いと思われれます。しかし、社員が納得するか、サービス提供しているベンダーのサービス自体が炎上しないか、という点は別の問題だと思えます。

これは法律論とは分けて考えるべきですし、同意至上主義が誤っていることも意味していると思います。個人情報保護法上、従業員には利用目的を示せばよく、同意を取得する必要はありません。しかし、日本の法制下における労働者の評価と異動に対する妥当性が問われるはずで、個人情報保護法だけの問題ではないですし、同意を取っていればよい／同意がなければいけない、ということではありません。同意が不要な場面もたくさんあります。

寺田：差別、不利益に当たるものには、同意を取っていても一筋縄ではいかない、ということですね。

影島氏：日本の個人情報保護法は利用に対し同意は必要ではなく、規制していません。不適正利用の問題やネット上の炎上は、サービスの妥当性を含め、ビジネス設計をどうするかを考えていくことになると思います。

寺田：まず使い方が正しいか、を考えてから個人情報、データの利用、処理を行った方がよいということですね。

影島氏：個人情報保護法に違反する「違法」はいけません。ビジネス設計にあたっては、最低ラインである保護法に違反していないことを前提に、プライバシーや他の面でも目配せをしていかなければ危ない、という点が重要だと思います。

寺田：個人情報保護法は大前提としてコンプライアンス上絶対守らなければいけないものですが、プライバシーそのものを保護する法律ではありません。保護法さえ守っていればプライバシーが守られる、と勘違いされている人も多いので、その点も考えていかなければなりません。
では、プライバシー保護はどうすればいいのでしょうか？

影島氏：個人情報保護法として認められるのか、仕組みとして法をクリアしているのかは必須ですが、その上で、このサービスをローンチして果たして大丈夫なのか、という点については、規制法としての個人情報保護法とは別の問題として必ず考える必要があります。
ネットの議論、類似事例、世の中の動き、外部からどう見えるのか、本人に対する対価性がどの程度あるかなどを要素として考えていくことになるのではないのでしょうか。ローンチするかどうかについて、内部的には基準があった方がいいと思っています。

寺田：企業に信頼性があるか、も重要だと思います。法律を守っているから信頼性がある、とは言えませんので積み重ねてやっていくしかないでしょう。
個人情報保護法を理解してもらうための UI も重要です。社内体制ができていれば、プライバシーの部分に対してもある程度目配せができてくるとは思いますが、法務だけで対応するのは問題があります。事業を考える部門、総務、人事なども個人情報だけに気を遣うのではなく、プライバシーそのものを見て、そのうえでどう対応すべきかが必要だと思います。

●当日いただいた主なご質問への回答**【質問】**

開示を適正に実施する体制はどのようにすればよいでしょうか？

【回答】

開示がどこまで求められるのか、例外がどこまで認められるのかよくわからない点があります。全情報の開示請求に対応しなければならない影響は大きいので、開示が難しいくらい大量のデータを保有している事業者の場合は、早めに方針を決めた方がいいと思います。そうでない場合は、運用上の問題として、ガイドライン等で例外がどこまで定められるのかを見極めてから、対応すればよいのではないかと思います。

【質問】

仮名加工情報と匿名加工情報の違いについて（現状の法律条文からの捉え方）

【回答】

（資料 p58～参照）

今後公表されるの個人情報保護委員会規則で変わる可能性はありますが、仮名加工情報は個人情報の中の名前及び個人識別符号を消したものであって、連結する符号の削除は求められていないので、IDの削除は不要と現時点では思われます。

ただ、特異な情報が残っていれば、単体の仮名加工情報でも個人を特定することは可能かもしれません。なお、元データが社内存在するので、容易照合性も通常はあります。この状態が「個人情報である仮名加工情報」となります。これをつかった社内での分析等が可能となり、利用目的は従前の利用目的から離れても構いません。

匿名加工情報は、特異な情報についてレコードを削除したりデータを丸めたりすることで作成し、他の企業にデータを提供することが可能になります。

匿名加工情報と仮名加工情報を比べると、仮名加工情報の方が精度が高い情報ですので、社内での分析にも有利だと考えられます。

統計情報は、「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報」と定義されています。イメージとしては、元の情報から「名前」を削除すると「仮名加工情報」、特異な情報等を削除して単体では個人が識別できず、個人情報に復元できない情報が「匿名加工情報」、そこから共通要素を抽出して数値化したものが「統計情報」になる、と予想されます。

【質問】

個人関連情報の例について

【回答】

Cookie 単体でも個人関連情報に該当する可能性はありますが、Cookie に保存されている情報は通

常は識別子だけなので、識別子に紐づけされている個人に関する情報と合わせて個人関連情報となります。その情報の提供を受けた企業が個人情報と紐づけをする場合は同意が必要という規制になります。Cookie 情報のほか、位置情報、属性情報が個人関連情報に該当することになるでしょう。典型的な例として、DMP ベンダーからグローバル ID などに紐づけされた属性情報を買ひ、自社が持っている顧客情報と突合してマーケティングをするならば、同意が必要になります。

【質問】

委員会への報告義務に対する基準の有無について

【回答】

国会答弁では、①要配慮個人情報の漏えい、②不正アクセスによる漏えい発生、③経済的損失を伴う恐れがある場合、④上記3点に該当しないが、データ件数が一定数以上の大規模な漏えい、などが該当すると委員会が回答されています。

【質問】

プライバシーバイデザインの考え方は改正法には特段反映されていないでしょうか。

【回答】

プライバシーバイデザインを直接規定している条文はありませんが、不適な利用の禁止は、プライバシーバイデザインを裏から言っているのと同じであろうと思います。少なくとも、デフォルトで、不適正な利用になってしまうデザインはできないわけですので。

【質問】

改正個人情報保護法に、情報主体となる個人の利活用という視点はあるのでしょうか？

【回答】

本人によるデータの利活用という意味では、GDPR ではデータポータビリティの権利が定められています。今回の改正法では、開示のデジタル化が行われたとはいえ、本人が指定できるのは開示の「方法」であってデータの「形式」ではないため、開示を受けた情報を他のサービスに引っ越すなどの活用をすることは難しいように思います。したがって、データポータビリティにはなっていないと考えます。

【質問】

個人情報の利用そのものに制限が必要であるかもしれませんが、今回のような具体的な制限をかけてしまうと、ビッグデータや AI の活用で、制限を気にする必要が無い中国に負けそうで嫌なのですが、打開策は無いでしょうか？

【回答】

ビッグデータを統計的に分析したり、機械学習の学習用データとして使用して学習済みモデルを作

成するのであれば、統計的な処理を行っているに過ぎないため、個人情報保護法の利用目的の制限にはかからないケースが多いと思われます。規制対象になるのは、そのような分析結果やモデルに対して、個人情報をインプットして個人情報としてアウトプットする場面であるといえます。著作権法の改正も合わせて考えれば、ビッグデータの分析や AI の機械学習について、日本の法制度は悪くないところにいるように思います。また、匿名加工情報は、世界的にも希有な制度であり、限界はあるもののそれは規制の緩さとのバランスから出てくるものですので、うまく利用すれば「使える」制度であると思います。逆に、制限を気にする必要がない法制度の下で設計され提供されているサービスは、EU や日本のような法制度を持っている国ではそのままローンチはできませんので、制限を気にする必要のない国のサービスが世界に打って出ることについては、それはそれで大きなハードルがあるのではないかと考えております。

【質問】

データ保持期間 (retention policy) をどう考えればいいのか？ 基本的な考え方として、将来の開示請求に備え、永続的に保持しなければならないか。

【回答】

ガイドライン次第ですが、将来の開示に備えてデータを保持する義務は出てこないのではないかと想定しています。

【質問】

個人情報関連情報を第三者提供する際、提供される企業は事前に同意を取るべき「本人」をどうやって特定するのでしょうか？少なくとも提供する側が本人の氏名などを事前に教えることはできないと思うのですが。

【回答】

提供を受ける企業は、個人データとして取り扱うわけですから、その個人データの本人から同意をとれるはずであろうという前提で法律ができていると思われます。しかしながら、本人から同意をとることが不可能なケースはありますので、ガイドラインの公表を待つ必要があると思います。

【質問】

共同利用は第三者提供の一類型なので、提供できるとは明言は難しいのではないのでしょうか。

【回答】

共同利用は、第三者提供ではありません（法 23 条 5 項は、「第三者」に当たらない場合を定めています）。匿名加工情報においても、法 35 条の 2 第 6 項において、23 条 5 項の適用がありうること（共同利用による提供ができること）が示されております。

【質問】

GDPR 遵守の上で収集した欧州の人の個人データに関して、日本の改正法に則った匿名加工情報と

して利用したり、漏洩時に報告しないのは GDPR 違反だと理解していますが、正しいですか？

【回答】

GDPR の域外適用を受ける前提でいえば、少なくとも個人データに当たる仮名加工情報は個人データですから、GDPR に従って取り扱わないと GDPR 違反を問われる可能性はあるかと思います。域外適用を受けないのであれば、日本法だけ考えればよいことになります。

【質問】

個人データから特定のセグメント情報だけ切り出した情報も、個人データのままである（照合性があるため）と考えられますでしょうか。

【回答】

当該情報が個人に関する情報であり、容易照合性があるのであれば、個人データのままであると考えられます。

【質問】

仮名加工情報は共同利用できるでしょうか。

【回答】

できると考えられます。

【質問】

（パネルディスカッションでも言及されていた通り）安全管理措置の一環として氏名等を置換などし、テストデータを作成し、結果として（意図せず）仮名加工情報に該当するケースもあると思いますが、実務上留意すべき点はありますか？

容易照合性があるものは従来から個人情報ですが、「照合しない限り個人を識別できない」仮名加工情報との違いはどう判断すればよいでしょうか？実務上留意すべき点はありますか？容易性だとした場合、判断基準が難しく感じます。

【回答】

ガイドライン次第ですが、匿名加工情報と同様に、仮名加工情報として取り扱うことを意図して加工した場合だけが仮名加工情報になるのではないかと予想しています。

容易照合性があれば個人情報である仮名加工情報、照合できるが容易ではない場合又は照合できない場合は個人情報ではない仮名加工情報になるのではないかと考えております。

【質問】

外国第三者提供の際の説明義務は、委託による提供の場合にも適用されるのでしょうか。

【回答】

適用されます。そもそも、法 24 条の適用がある場合には、法 23 条の適用がありませんので、委託に伴う提供という概念は存在しません。つまり、原則として、外国にある「委託先」に提供することについても、情報提供した上で同意を得る必要があります。ただし、個人情報保護委員会規則に従った体制を整備しているものに提供する場合（データ移転契約や覚書を締結している場合等）には、法 24 条の「第三者」から除外されますので、法 23 条の適用があり、法 23 条 5 項 1 号により委託に伴う提供が可能になります。ただし、この場合にも、本人の求めに応じた情報提供は必要となります。

【質問】

官民統合と今回の施行は一致するのでしょうか？

【回答】

分かりません。官民統合の 2021 年改正の施行時期次第ということになるかと存じます。

牛島総合法律事務所 弁護士 影島 広泰氏



一橋大学法学部卒業、03 年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所

自らアプリ開発を行う等 IT に精通し、IT システム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に、企業法務の第一線で活躍。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」データ関連部門 1 位（2019 年 12 月）選出

【著作】

「不動産テックの課題」（共著・土地総合研究所編、東洋経済新報社）

「法律家・法務担当者のための IT 技術用語辞典」（商事法務）

「改正個人情報保護法と企業実務」（清文社）

JIPDEC 電子情報利活用研究部 主席研究員 寺田 眞治



•データ流通における個人情報を含むプライバシー保護に関する政策、法制度

•IoT、IT セキュリティに関する政策・法制度

•インターネット上のマーケティング、メディア、コンテンツビジネス等に精通。

総務省、経済産業省、消費者庁や関連機関の通信事業、海外進出、消費者保護、個人情報保護、データ流通、セキュリティ関連の有識者会議の委員等を歴任。

本内容は、2020 年 7 月 8 日に開催された第 95 回 JIPDEC セミナー「非法務部門のための改正個人情報保護法の実務対応ポイント」講演後に行われたディスカッション内容、および当日参加者の方から寄せられた主なご質問に対する講師からの回答をまとめたものです。